

**最低賃金の引上げに関する  
環境整備について**

**平成 27 年 7 月 23 日**

**宮沢議員提出資料**

# 最低賃金の引上げに関する環境整備について

平成27年7月23日

## 1. 趣旨

我が国経済の好循環を拡大するためには、中小企業・小規模事業者において、賃金が引き上げられ、消費を喚起し、更なる経済成長につなげていくことが必要不可欠であり、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、「中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める。」こととされた。

こうした観点から、関係府省との連携の下で、中小企業・小規模事業者に対する金融面、生産性向上面について支援を講じることにより、最低賃金の引上げに関する環境整備に全力をあげて取り組む。

## 2. 支援パッケージ

### (1) 全国各地の相談窓口の設置

最低賃金引き上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者の相談にきめ細かく対応するため、商工会・商工会議所等に相談窓口を設置し、全国各地での相談対応に万全を期する。また、生産性の向上等に関する施策について整理し、相談窓口等を通じて周知を徹底する。

### (2) 金融面の支援

#### ①各公的金融機関における「賃金水準上昇対策特別相談窓口」の設置

さらに金融面の相談については、全国の日本政策金融公庫、商工中金及び信用保証協会等に「賃金水準上昇対策特別相談窓口」を設置する。賃金引上げによって資金繰りに影響を受けている中小企業・小規模事業者からの相談に対して、きめ細かくかつ親身に対応する。

②各公的金融機関における返済条件の緩和要請

日本政策金融公庫、商工中金及び信用保証協会等に対して、中小企業・小規模事業者において、貸金引上げによって資金繰りに重大な支障が生じないように、返済猶予等の既往債務の条件変更等について個別企業の実情に応じた十分な対応を要請する。

③「セーフティネット貸付」の一層の活用による万全の対応

日本政策金融公庫及び商工中金におけるセーフティネット貸付の一層の活用により、最低貸金引上げに対応する中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に万全を期す。

(3)生産性向上のための支援

中小企業・小規模事業者の生産性向上を図る観点から実施している以下の事業について、貸金総額等の上昇を図る企業に対して、優先的に支援を行う。

- ①ものづくり・商業・サービス革新補助金
- ②小規模事業者持続化補助金
- ③戦略的基盤技術高度化支援事業  
(サポーティング・インダストリー支援事業)

以上